

古文書用語 & 古文書学事典

日本史の森

合印 あいいん。「あいじるし」とも読む。

近世から近代にかけて、金銭や米穀などの諸品の支出・収納の額・数量の正誤を確認するために使用された○に合のかたちの印形。おもに幕府・藩の、財政・年貢収納関係、農村の年貢徴収・小作料収納、漁村の漁税徴収・漁獲物売買、都市の地子銭・家賃の徴収や、商品取引・金銀貸借などの元帳・台帳・決算簿のような帳簿や証書類に記載されている金額・物品数量と、個々の金銭・物品の出納関係文書の記載額・数量を照合し、合致した時、この印形を前者の記載数字の上部に押した。

また、勘定所が起印した米金支払証文に対して、村方三役が印を押して、再び勘定所へ差出し、留帳と合せ、そのうえで確認の印として丸に合の字の小さな印形を押すこと。これは、確認の手続きとして必要な印判であった。

(製作中)

あしよわ 足弱

足弱 あしよわ。

歩行力の弱いこと。また、老人・婦人・子供など。

(製作中)

あん 案 案文ともいう

案 あん。 案文ともいう。→案文(あんもん)。

文書の草案・下書・控。

「案」は、本来、神事で神に供える食物や幣帛(へいはく)を乗せる台のことであったが、中世以降になると、文房具を乗せる書案として読書や習字の際の用具の名称となり、文書の草案・下書・控も案(案文)というようになった。

案は、文書(正文)に対する語で、文書正文の控・なんらかの効力を有する写しのことであるが、下書のことをいう場合もある。しかし、厳密には下書として作成された草案と、正文(本文書)を何らかの役割を果たすべく書写された案(案文)とは区別した方が良い。

正文が紛失しても、土代・草案が残存する場合もあり、研究上重要な史料となる。

(製作中)

案文 あんもん。 案ともいう。

文書の控、なんらかの効力を有する写しのこと。

これに対して、本文書を正文(しようもん)という。

正文の紛失に備えて所持者は写しを作った。また、正文を渡し得ない時、訴訟のときの証拠提出の際、作成された。

下書のことを案(案文)という場合もあるが、下書は草案あるいは土代といい、厳密には、下書として作成された草案(土代)と、正文(本文書)を何らかの役割を果たすべく書写した案(案文)とは、区別した方が良い。

案文は、次のような場合に作成される。

①朝廷や幕府などが発した法令などを全国に通達・布告する場合。

例=口宣案→くぜんあん 口宣案の項参照。

②文書の授受に際して正文を渡すことが出来ない場合。

・所領の分割移譲の場合など。文書の裏にその旨を書く(これを「裏を毀(こぼ)つ」という)。

③種々の主張を述べる際に証拠書類として提出するため。

・訴訟のときの証拠提出に際し、案文が作成された。

④文書の控(ひかえ)として保存するため。

・正文の紛失に備えて所持者は案文を作った。

⑤文書を紛失(ふんしつ)した場合。

・紛失状=案文を特に正文に準じさせるために、しかるべき権威者に裏書をしてもらうことがある。これを「裏を封ず」という。

(製作中)

い 移

移 い。

養老令に定められた公文書の一つで、所管を異にする同等級の官相互の間、上下関係のない役所間または律令制政治機構上、正確に位置づけにくい機関と官司の間で取り交わされた。例えば、民部省と大蔵省、摂津国と大和国、中宮職(しき)と皇后宮職(しき)(この両職はともに中務省の所管であった)のような間で取交わされた。ただA省の被官B官司からC省に直接移すことは、令文の禁ずるところであって、そのような場合は、BからAに解をもって上申し、AからCに移すことになっていた。しかし、天平時代の皇后宮職などでは、直接他省に移を発している例もある。

移の書式例

移式

刑部省移式部省

其事云云。故移。

年 月 日 録 位 姓 名

卿 位 姓

※もし事によって管隸する場合は「故移」を「以移」とする。

移式による書式の規定は、「因事管隸(仕事上仮に管轄下に入っている)」のときは書止めを変えなければならないなど、発給側に面倒であったためか、律令制の衰退とともに、次第に牒がもっぱら用いられ、移は用いられなくなり、平安時代末ごろのものを最終に、みられなくなった。

(製作中)

意見 いけん。 異見とも書く。

①天皇の詔によって、律令官人から徴される政治上の問題についての見解。こうして上奏される密封の意見書を意見封事という。

②中世では、一般的な個人的見解をいう。

③室町幕府訴訟制度上の判決原案作成手続。室町時代中期以降、幕府の訴訟決済は将軍親裁であったが、将軍は判決原案を右筆衆に諮(はか)った。その答申を意見、記述文書を意見状という。

④惣庄、惣村、あるいは領主などの中での二者の相論に対する中人(ちゅうにん)の調停。

※中人は、仲人とも書き、中世には、とくに争論の仲裁をする人をさした。江戸時代以降は、結婚の仲介をする媒酌人をさすようになった。

⑤近世では、諫戒・忠告の意に用いられた。

(製作中)

意見封事 いけんふうじ。

古代、律令官僚が、天皇の命により密封して提出した政治上の意見書。

提出された封事は、まず、公卿の間で逐条審議し、採用の条文は、理由を記して、上奏した。特に、律令制衰退期の地方政治の弛緩ぶりを論じた延喜十四(914)年の三善清行(みよしきよゆき、承和14～延喜18)の意見封事十二ヶ条は有名。

(製作中)

伊美家文書 いみけもんじょ。

幕府領豊後国国東郡新涯村庄屋伊美家に伝わる文書。

寛永十九年の小笠原領時代の「田畠畝高名寄之御帳」があり、そのほかにも極めて貴重な史料が数多く含まれているが、平成5年5月発行の『国見町史』の編纂が校正段階に入って発見されたために、『国見町史』には目録のみが採録されている。

(製作中)

えん 焉

焉 えん。漢文の助辞。語調をととのえるのに用いる語。

象形で、江淮に産する一種の鳥のな。黄色い鳥の類。仮借して語助辞として、また疑問・推量の時などに用いる。疑問の辞。推量の辞。語調を飾る辞。無意味の助辞。発声の語。コレ。ココニ。何処にか。イカニ。

(製作中)

かじょう 款状 「かんじょう」とも読む 欸状とも書く

款状 かじょう 「かんじょう」とも読む。 欸状とも書く。

「款」は、偽ることなく誠を尽くすの意で、歎願書の意にも用いられた。

款状は、平安時代以降用いられた叙位任官を求めるために官人みずからが自家または自分の由緒や経歴・功労を書き記して提出した申請文書。売買認可申請書などともいう。鎌倉時代以降は次第にすたれ、申状と呼ぶようになったが、神社内ではこの款状形式の文書が使われ続けた。形式は、書出し・書止めともに書札様の書式をとり、鄭重な書礼を表わす。

また、訴訟したりするときに出す申状も款状といったが、鎌倉時代以降は、多くは申文と呼ばれるようになった。

(製作中)

合戦手負注文 かっせんておいちゅうもん。 合戦太刀討注文ともいう。

軍忠状の一種で、応仁の乱以後になると、合戦の経過だけでなく、味方の被害を注文形式で具体的に、被害者の名前・手負の内容を列記して注進しており、軍忠状が戦果を強調する傾向から生じたものである。合戦手負注文の早い時期の例としては、正慶二(1333)年閏二月廿七日の「熊谷直経合戦手負注文」(熊谷文書)がある。

(製作中)

がひょう 賀表

賀表 がひょう。

慶事の節、臣下が天皇に奉る文書。

明治五(1872)年十一月十五日、賀表書式を定めた。『法令全書』に、「在京ノ開拓使府県奏任以上ハ参朝拝賀申上ルニ付賀表ヲ上ツルニ及ハス」とある。

(製作中)

勘文 かんもん。 「かもん」とも読む。

①平安時代以降、朝廷・幕府諮問の日時・年号・方角および自然現象の異変などについて、その先例・典拠・吉凶などを考え調べて上申する文書。

多く太政官の外記(げき)・史(ふひと)・明法博士などが出すが、日時・方角の吉凶・災異などに関しては、神祇官・陰陽寮が占って上申した。

官のを卜文、寮のを占文という。またその主題により、日時勘文(にちじかんもん)・年号勘文(ねんごうかんもん)などという。

②国司解任に際しての監査報告書。

③平安時代の坪付帳について国衙の使が勘合して署名したもの。

(製作中)

願文 がんもん。願書・願状・祈願状(きがんじょう)・祈願文ともいう。

神仏に願を立てる時、あるいは修して祈願の気持ちを表わす時に作る文書。

造寺・造塔・造像・写経・埋経・供養など一切の功德を行うにあたり、施主(せしゅ)の発願の趣旨(祈願の意)を敬白する(表わす)ための文書。

天平勝宝八(756)年六月廿一日の東大寺献物(けんもつ)帳のはじめに、「奉為、太上天皇、捨国家珍宝等、入東大寺願文」と見えるのが早い例。

中世には、武運長久・病氣平癒を祈願したものが多い。比較的長文で、文章も推敲し、また美辞麗句を並べ、難しい表現のものが多い。使用する紙も上質のものを用い、書写態度も丁寧で荘重である。文体は雑多だが、普通は、冒頭に「敬白」と書き、仏寺作善の事項・願意を述べ、日付・書名する。

(製作中)

ぎしょ 偽書

偽書 ぎしょ。

本物に似せて書いた文書。本物に似せて書いた手紙。似せて作った書籍。→ぼうしょ 謀書。

(製作中)

寄進状 きしんじょう。

古文書の一形式で、寄文(よせぶみ)ともいう。

神仏・寺社・貴族に物品や所領を奉納・施入・寄付する際、その品目および意趣を記して添(そ)え渡す文書。神仏に祈願を籠める際、また、所願成就してその報賽(ほうさい)のために財物を捧げる時に、奉納の品目をつらね、意趣を記して奉るもので、奉納する品目の方に文章の比重がかかっている文書。

奉納する財物には、物品・金銭・土地などがある。

奈良時代には、献物(けんもつ)帳・施入状といったが、平安時代以降は、寄進状・奉納状、もしくは施入状と称した。

本来、神仏に奉るものであるが、平安時代末期からは、領主(荘園の持主)が所領の安全をはかるため、寺社・権門勢家に所領を寄進することを記したものが増える。

中世以降、社寺に寄進するにしても、祠官・住持に寄進する形式をとったものもある。

鎌倉時代以後は、領主がその所領の一部や物品を寺社に寄付することを記した証文が多い。

寄進状は、紙に書いたものが多いが、若狭地方などには、木札のものが残っている。→如法経料足寄進札。

(製作中)

きしんふだ 寄進札

寄進札 きしんふだ。

寺社に対してある種の財物を献納する際に、その献納の趣旨を明記した木札。

板面に文字を刻んだもの、あるいは、朱筆・墨筆のものがある。

書式は一定しておらず、祈願成就や報賽感謝などの信仰的心意が記されている。

この木札を、本殿や拝殿などの壁間に掲げて、長くその尊崇の意図を表わすことが行われた。

(製作中)

 ツイートする

きょうこう 向後 「こうご」とも読む

向後 きょうこう。 「こうご」とも読む。

今後と同義。今からのち。

(製作中)

口宣案 くぜんあん。

蔵人頭が、勅命を上卿(しょうけい)らに伝宣するとき交付する文書。

口宣は、口で勅命を伝えることで、その控の文書を口宣案という。

古代には、叙位・任官は、叙位の日・除目の日に儀式を整えて陣座(じんのざ)で行われた。宮中の蔵人所の職事(しきじ 蔵人頭)が口宣すなわち勅命の口上を太政官の陣座の上卿に伝達し、上卿は、それを自分の消息(文書)をもって内記・外記あるいは弁官に伝宣した。この場合、職事が口上を念のため書付として上卿に渡すことがあった。この控書が口宣案で、口宣案は口宣を書いた職事蔵人自身が作成するもう一通の案文である。

この時、上卿は、これに自分の消息を添えて下役に宣下し、口宣案が本人に渡された。

朝議を決定する陣座が省略される場合、決定事項は、口宣案に職事・上卿・弁官などの消息(書付)を添えて伝達されるようになった(これを消息宣下という)。

口宣が太政官の上卿に渡される文書であるのに対し、口宣案は、職事(蔵人頭)が職事自身の奉する院宣または綸旨を添えて太政官を経ず直接当事者に送られた。

鎌倉時代までに、様々な正規のルートを通さない命令を発するための公文書が作成されたが、人事に関する命令は、詔書・太政官符・位記などの正規の公文書の発給手続きが守られてきた。これは、治天の君が人事権を行使する場合でも同じであり、天皇の命令という体裁を取り、更に太政官に伝えられて、そこから実務担当者に命令が届くという複雑な手続きを要した。

後嵯峨院政の頃から、実際の人事権者である治天の君(天皇親政の場合は天皇)の命令を受けた職事蔵人が口宣を上卿に渡す前に、あらかじめ下書を名目としてもう一通、案文を口宣と全く同じ様に作成して、この案文に口宣を出した治天の君の院宣(あるいは天皇の綸旨)を添えて受任者に渡すことで、正式な公文書が到来するまでの仮の証文とした。

口宣案が、直接、受任者に渡されるようになり、その重要性が高まるとともに、更に口宣を奉じた職事蔵人の署名の記載など、同人の真筆であることが必要要件とされるようになった。

叙位・除目ではこれがそのまま位記・任符の役割を果たした。

料紙は宿紙を用いたものが多い。

(製作中)

くほん 九品 「くぼん」とも読む

くほん 九品 「くぼん」とも読む。

①九種類の意。

②極楽浄土の九等の階位。すなわち、上品・中品・下品(げぼん)の三品に、それぞれ上生・中生・下生(げしょう)の三等があり、上上品・上中品・上下品・中上品・中中品・中下品・下上品・下中品・下下品の称。また、上品上生から下品下生に至る九種類。極楽浄土に往生するための散善行の九つの種類。

③九階位。九つの位に属する人。

④九品浄土の略。

⑤九品蓮台の略。

なお、九品を冠した、さまざまな熟語がある。

例①九品安養(くほんあんによう) 極楽に往生するのに九種類の差別があることをいう。安養は極楽の異名。

例②九品安養界(くほんあんにようかい・くひんあんやうかい) 九品浄土に同じ。

例③九品印(くほんいん) 上品上生から下品下生までの九種の印相。

例④九品往生(くほんおうじょう・くひんわうじゃう) 極楽浄土に往生するものに九等の段階があるということ。また、九品浄土に往生すること。

例⑤九品聖衆(くぼんしょうじゅ) 極楽に往生する聖衆。

例⑥九品上生(くほんじょうしょう・くひんじゃうしやう) 九品中の最上位。すなわち、上品上生。極楽を上品・中品・下品の三品に分け、各品をまた上生・中生・下生に分けた九階級の最上位。

例⑦九品浄土(くほんじょうど・くほんじゃうど・くほんのじょうど) 阿弥陀の西方浄土。極楽浄土。九品安養界。往生するものの機根に応じて九等の差別がある浄土(差別はないという説もある)。

例⑧九品潤生(くほんにんじょう) 潤生は、煩惱が生をうるおす、可能ならしめる、の意。煩惱が業をうるおすと、生まれてくること。雨露が植物をうるおすように、煩惱・悪業がわれわれにしみいつて、迷いの世界に生まれさせることをいう。三界九地の煩惱に各九種あるうち、欲界九品の修惑は七生をうるおす。上・中の二品を断てば一來果が得られ、下品を断てば不還果が得られる(昭和56年中村元『佛教語大辞典(縮刷版)』東京書籍)。

例⑨九品念仏(くほんねんぶつ) 念仏称名の調子を九通りに変えて唱えること。

例⑩九品の台(くほんのうてな) 九品蓮台に同じ。

例⑪九品行業(くほんのぎょうごう・くほんのぎやうごう) 九品浄土に往生するための修行。阿弥陀仏の浄土に往生するための九種の修行。

例⑫九品教主(くほんのきょうしゅ・くほんのけうしゅ) 阿弥陀仏のこと。九品浄土の教主、すなわち阿弥陀仏。

例⑬九品の浄刹(くほんのじょうせつ・くほんのじゃうせつ) 九品浄土に同じ。

例⑭九品大衣(くほんのだいえ) 大衣がその裁断の条数によって九種に分けられるのをいう。

例⑮九品の念佛(くほんのねんぶつ) 極楽浄土の九階級にかたちどり、九とおりに調子を違えて念仏すること。

例⑯九品の望(くほんののぞみ) 九品浄土に往生することを願うこと。

例⑰九品の彌陀(くほんのみだ) 九品の浄土に住する九種の阿弥陀仏をいう。

例⑱九品仏(くほんぶつ) 九体仏。九体の弥陀仏。九品の浄土の阿弥陀仏を九体の像につくったもの。

⑲九品來迎(くほんらいごう) 九品の浄土に住する阿弥陀仏が念仏者を迎えに来ること。

例⑳九品蓮台(くほんれんだい) 九品のうてな。九品の蓮(はちす)。極楽浄土にあるという蓮の葉のうてな(往生した者が坐す。生前の行いによって九等の差別がある)。

(製作中)

げ 解 解状・解文ともいう

解 げ 解状・解文ともいう。

養老令に定められた公文書の一つで、下級官司から上級官司への上申文書。書出しが「某解」で、宛所を書かないのが特色。太政官への上申と、被官(ひかん)から所官へのものとは、書止めを異にするが、いずれも四等官全員が署名する。

遺存例としては、正倉院文書中の各国正税帳・封戸租交易帳などがあり、常陸国風土記もまた解式によるものである。一方、正倉院文書の中には解式の規定に反し個人が官司に上申する文書を解に作った経師らの請仮解(しょうかげ)が多数残っている。官人の請仮は、公式令の規定では、牒または辞に作るべきものであるが、それを用いていないということは、随・唐令の日本への受容過程の一環として、まだ検討を要する問題である(平成13年6月 今江広道「げ 解」『古文書用語辞典』)。

本来は、被官の官司から触接上司の官司に上申する場合に用いられる文書であったが、平安時代以降、広く上申する場合一般に用いられるようになった。

実例では、官司ばかりでなく、諸家・私人から出したものもあり、平安時代中期以降になると、社寺荘園の住人・公人・私人の文書で公的性質を帯び下から上へ出す文書にこの形式が用いられたが、鎌倉時代中期以降は、申文に変化した。

(製作中)

啓 けい。

個人間の往復書状に用いた私文書。

漢字の「啓」は、鞭撻を加えて知識を開発するの意で、転じて、上啓・陳啓などと意見を開陳する義に用いられる様になった。

養老公式令に、春宮坊の啓の様式が規定されており、これによると、最初に「春宮坊啓」と書き、その次に本文を書き、書止めの語は「謹啓」、次に年月日を記し、位署欄には大夫位姓名・亮位姓名と並べて署すようになっており、三后(太皇太后・皇太后・皇后)に宛てるものもこれに準じた。

しかし、六国史などにみられる啓は、内容的には書式の整ったものではなく、この適切な遺例はないという。

奈良時代から、経師などの身分の低い官人が請仮(しょうか)のとき、「某謹啓、請仮事」とした文書が正倉院文書に多く残っている。

正倉院文書の啓は、公式令に規定された文書と書状の中間形態のものが多いと指摘されている。

「啓」は、個人と個人との間で交わされる書状の場合に用いられる言葉であるが、貴人に対しては「啓」を用いるという観念があったらしい。

平安時代以降は、あまり用いられなくなった。ただし、皇太子や三後に申上げるという意味の動詞形としての「啓す」は後世まで用いられている。

現在でも、手紙の冒頭に「拝啓」とか「謹啓」と書くのはその名残りであろう。

(製作中)

げゆ 解由 解由状ともいう。

解由 げゆ。解由状ともいう。

律令制で、内外官の任期交替に伴い、後任者が前任者に対し、事務を滞りなく引継いだことを証明して交付する文書。最も重要視されたのは外官の場合であった。『土佐日記』に「例のこともみなしをへて、げゆなどとりて」とある。→解由状

(製作中)

げゆじょう 解由状 解由ともいう

解由状 げゆじょう。 解由ともいう。

奈良・平安時代に、内・外の官人や役僧の任期交替の際、前任者の事務が滞っていないことを記して、後任者から前任者に渡す事務引継ぎの書類。後司は、前司の任期中過怠のなかったことを証する文書を作成して前司に渡し、前司(前任者)はこれを上司に提出し、任務を終了する。

解由状の制度は、延暦交替式の天平五(733)年式部省符にはじめて見え、最初は国司のみに適用され、平安時代に入って在京諸司にも及び、さらに諸国講読師や諸寺別当・三綱にも適用されるようになったが、国司の解由は特に重要視された。

解由状の書式は、延喜式の式部上に国司と在京諸司のが、玄蕃寮に諸国講読師と諸寺別当・三綱のが見え、解由状の実例としては『朝野群載』二六その他に見える(福井俊彦「げゆじょう 解由状」『古文書用語辞典』参照)。

前任者が公務を完了せず事務引継ぎの出来ない時は、不与解由状を与えた。→不与解由状 ふよげゆじょう。

(製作中)

献物帳 けんもつちょう。

奈良時代、寺社への奉納物に添えた内容目録・献納の趣意書。

書出しが、「献東大寺」などというように、「献」の字で始まることから、この名称がある。後世の施入状(せにゅうじょう)・寄進状・奉納状(ほうのうじょう)などと同じ。多くは、故人の冥福を祈るためになされた。そのため、献納物も故人の遺品が多かった。

現存する献物帳の形式は一定しないが、紙面に天皇御璽が捺され、勅旨に近い。

天平勝宝八(756)年六月廿一日に光明皇后が聖武天皇(56歳)の御物を寄進して天皇の冥福を祈った際の「東大寺献物帳」は有名で、奉納物とともに正倉院に存する。

なお、田畑の場合の施入は、施入帳と称して、これと区別した。

(製作中)

沽却状 こきやくじょう。

主として、土地を売却するときに作成する文書。沽却は、土地をはじめとして諸々の物品を売却する(売り払う)こと。沙汰未練書によれば、「沽却状とは田畠等売買状也、又放券状とも云也」とある。同一の内容の文書を売券・估券と呼ぶ時もある。

はじめに、「沽却 田事」「沽却田畠事」のように記し、ついで、「合巻段者」のごとく、土地の面積を、さらに所在地もしくは四至(しいし)を記して、本文に入る。

本文では、この土地の売主への相伝の経過、売却の理由(「依有直要用」のような形式的理由が多い)、買主の氏名、年貢公事の負担、第三者よりの妨げがあった時の処置などを記し、年月日、売主の署名、ときには証人などの署名があって終わる。→沽券・売券。

(製作中)

こけん 沽券 估券・売券・沽却状・避状ともいう

沽券 こけん。 估券とも書き、売券(ばいけん)・沽却状(こきやくじょう)・避状(さりじょう)ともいう。

土地・家屋・諸職などの売却証文。「沽」は、売る意。

律令制下で、平安時代初期頃までは、解(げ)の形式をとり、国・郡司や京職の証判(公驗)を必要としたが、平安時代中期以降、私券(私的な証文)となり、私的な証人をたてたり、売買当事者間だけで行われることが一般的となり、江戸時代には、町・村役人および五人組の加判を加えて買主に交付し、買主は、その旨を届け出て土地台帳の名義を書換えた。

明治六(1873)年の地租改正後、廃止された。

(製作中)

古文書 こもんじょ。

古文書には、広義の古文書と、狭義の古文書がある。

〔広義の古文書〕

古い書類で、日記などの古記録・系図・古典籍なども含む。

例えば、「冷泉家古文書」というと、古記録や古典籍も含まれる。

昭和50年度から、日本の国宝・重要文化財の指定に、「書籍・典籍の部」とは別に、「古文書の部」が指定されるようになった。

昭和50年に、国宝及び重要文化財指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)が改正され、「古文書の部」の指定基準が「書籍・典籍の部」の指定基準とは別個に定められ、古文書の部の指定物件には、書状(手紙)類が多いが、厳密な意味での古文書・文書のほか、日記などの記録類、絵図、系図なども含まれている。

一般に、古文書というと、昔の人が「くずし字」で書いた文献といった心象で語られることが多いが、古文書学においては、厳密な定義(狭義の古文書)が求められる。

〔狭義の古文書〕

差出者が特定の受取者に対して、意思・用件等を伝えるために、作成した書類で史料となるもの。

受取者は、人以外のもの、例えば、神仏の場合もある。

条目・壁書など、特定の人々に示された法令的文書は古文書に含まれるが、特定できない大衆に対する広告や法律は文書とは言えないし、一方的な意思表示の産物である日記・系図・編纂物である古典籍も狭義の古文書には含まれない。

大宝律令をほぼ踏襲したと考えられる養老令の公式令(くしきりょう)では、公文書として、詔書・勅旨以下21種類の文書を掲げ、これらの公文書の書式と文書作成に関する諸規定およびその施行について述べられており、日本の古文書研究の源流は、ここにあるとも云われる。

奈良時代の古文書で現存しているのは、約1万点(木簡を除く)。

中世の古文書で現存しているのは、約10万点(確かなところは不明)で、寺社・公的機関・大学・旧家などに分散所有されている。

一説に、今なお効力を有しているものを文書とよび、すでに実際上の効力を失ったものを「古文書」とする。

文書のうち、古いものが古文書ということになるが、では、どれぐらい古くなれば古文書となるのか。

鎌倉幕府の裁判では、「平家以往」つまり平氏政権やそれ以前の文書は「古文書」であるので証文に足らずとされた。

中世においては、「古文書」は、罪科人の発給にかかる文書や朽損し或いは正当な由緒なく所持している文書であって、相論(そうろん)などに際して特定の権利を証明し得ない、すなわち、すでに価値の失われた文書のことをさしていた。

時代によって、古文書の内容も、当然、変化しているが、17世紀のヨーロッパで古文書を実証的に研究する古文書学が発生し、明治20年代のはじめに、日本でも、西洋の古文書学に倣った学術的な古文書学が、講じられるようになり、古文書は、「第一人者(差出者)が第二人者(受取者)に対してなんらかの意志を伝達するために作成した書類をいう」と定義された。

昭和30年代頃までは、近世初頭(慶長年間ぐらい)までの文書を古文書とし、その後の近世末までの古文書は、近世文書と呼ばれていた。

その後、日本史研究の深化にともなって、明治・大正期の文書(近代文書)も、古文書の範疇に加えられるようになり、さらに昭和20年頃までのものも含めて研究されるようになってきた。

※狭義の古文書は、日本郵政公社法に基づく信書の定義に相通ずるものがある。

信書は、「特定の人に対し自己の意思を表示し、あるいは事実を通知する文章を総称するもの」(総務省の定義)と定義されている。

平成15年4月1日、日本郵政公社法に基づき、信書便法が施行され、民間事業者も信書送達業務に参入することが可能となった。

事業開始には、総務大臣による許認可が必要であり、その為には、全国へ一定数の信書便差出箱(郵政ポストに相当)の設置や、三日以内の配達、適正な事業収支の見積もり等、厳しい要件を満たすことが必要となっている。

平成27年3月、ヤマト運輸は、メール便を廃止すると発表した。ヤマト運輸の山内雅喜社長は、会見で、「信書」について問題をクリアできなかったと述べた。

古文書は、その内容から、公文書と私文書に大別されるが、形態の上からは、差出者と受取者の上下関係によって、上意下達文書(上から下に出す文書)と、上申文書(下から上に出す文書)、互通文書(移牒消息(いちようしょうそく)類=所管・被官の関係のない官司の間・所管を異にする同等級の官相互の間・官司に準ずる所から官司でない所へ出す文書および外交文書・私人の間の書状)に大別される。

※古文書は、歴史の史料となる過去の文書のことであるが、狭義の古文書と、広義の古文書が

あり、「古文書学」という学問分野が設けられているほどに、複雑で、難解な問題も、数多く存在する。

(製作中)

孤 こ。

①幼にして父なき者。転じて、ヒトリ、ソムク、等の義となった。

両親にはなれた子。みなしご。ただ一人であること。ひとりぼっち。たすけのないこと。

②王侯の謙称。王侯が自ら称して孤というのは、恃みなきミナシゴという謙辞である。

(製作中)

ごようじょう 御用状 御用書ともいう

御用状 ごようじょう。御用書ともいう。

江戸時代、幕府・諸藩などが公用の用件のために作成し下達した書状。

(製作中)

ささえじょう 支状 陳状ともいう

支状 ささえじょう。 陳状ともいう。

中世の訴訟で、訴人(原告)が提出した最初の訴状(初問状)に対して、論人(被告)が提出した最初の答弁書。

(製作中)

さしがみ 差紙 指紙(さしがみ)とも書く

差紙 さしがみ。 指紙(さしがみ)とも書く。

召喚状。

江戸時代、奉行所が出頭の日時を定めて被告を呼び出す召喚状。召喚理由と場所・日時・召喚者などが記載されていた。

名をさして召喚するところから、この称がある。

諸藩でも、領民に対する召喚状を差紙と称した。

尋問や命令の伝達のため、役所へ出頭を命ずる時に用いられ、「尋之儀有之間、早々罷出可相届、若於不参は、可為曲事もの也」のような文言が認められていた。

差紙を受領したらただちに出頭すべく命じた急差紙、差紙到着次第出府するよう命じた早々差紙などがあった。また、代理人の出頭を禁じた駕籠差紙や一枚の差紙を数人に回覧させて出頭を命じる廻差紙など、特殊な差紙もあった。

享保六(1721)年から、公事訴訟の場合は、裁判役所は提出された訴状の裏面に裏書するほかに、差紙を交付することになった。原告側は、これを被告側に示し出頭を促した。

(製作中)

さりじょう 去状

去状 さりじょう。

①沽券(こけん)。避状(さりじょう)とも書く。去文・避文ともいう。

私文書の一種で、一般に、相手に財物などを渡付けるときに作成された。

平安時代末頃からみられ、鎌倉時代を盛期とし、広く中世に行われた。

「去渡(さりわたす)」「避進(さりすすむ)」のような文言を持つものが多い。しかし、売券(ばいけん)や寄進状などのような形式上の統一性が少ない。形式ばかりでなく、性格もやや正確性を欠く点があるので、質関係文書とくに質流状の代用として書かれることが比較的多く、ときとしては処分状(譲状)などの内容を持つ場合もある。

近世では、もっぱら「去状」と記され、夫から妻に与えられる離縁状を意味する事が多い。→

②参照。

②去文・暇状・離別状。

近世、離縁状のこと。三行半に書くのを原則とし、俗に三行半(みくだりはん)ともいう。また、自己の権益の放棄あるいは譲渡のことを記した文書。

(製作中)

さりぶみ 去文

去文 さりぶみ →去状(さりじょう)。

し 使 「しむ」「せしむ」とも読む

使 し。しむ。せしむ。

使は、漢音・呉音ともに「シ」。命じて行ひ為さしむること。即ち、人をつかう義。故に、人と吏を合す(会意形声)。吏は事を取る人。転じて「つかい」、即ち命を受けて出でて事に当たる人の義とする。ツカフ・ツカヒ・ツカヒス。シム・セシム・シテ。

(製作中)

しぜん 自然 「じねん」とも読む

自然 しぜん。「じねん」とも読む。

おのずからそうあること。本来そうであること。もしも。また、思わぬこと、万が一、万一のこと、などの意。おもに人的能力を超えた事態に対していう。

(製作中)

じっせんきゅうこう(じつせんきうかう) 実践躬行

実践躬行 じっせんきゅうこう(じつせんきうかう)。

みずから実際に履み行うこと。

(製作中)

しひ 誣ひ

しひ 誣(し)ひ。

誣は、漢音「ブ」、呉音「ム」、慣習音「フ」。動詞は「しふ」(口語は「しいる」)。誣は、いつわる・まぐ・あざむく・けがす・そしる、の意。無きものを有りとして、しう(しふ・誣・罔)ること。事実を曲げていう。こじつける。

(製作中)

辞表 じひょう。

職を辞する際、その旨を書いて差出す文書。

辞表は、摂政・関白を辞する場合によくみられる。

摂政・関白などが辞職する場合には、三度、表を奉ってのちに勅許されるのが慣例であった。

(製作中)

順達 じゅんたつ。

廻状などを、順次、当事者間で送達すること。

近世、法令の布達にあたっては、多くこの方法によった。

(製作中)

詔書 しょうしょ。 「みことのり」とも読む。

天皇の命令を伝え下す文書の一つ。

文武四(700)年六月、刑部親王・藤原不比等らに、大宝律令を撰定させ、禄を賜った。

大宝元(701)年八月、律令の撰定が完成し、刑部親王・藤原不比等らに禄を賜った。

大宝律令の全文は伝存しないが、令集解などにより、その条文の一部を知ることができる。大宝令では、皇帝の勅命下達のための公文書に、詔書・勅旨の二種と、べつに勅符なるものがあったらしい。

大宝令の字句として復元できる文字に、A「御宇日本天皇詔旨」、B「御宇」、C「御大八洲」、D「天皇詔旨」、E「詔書(カ)」がある。

また、大宝令の施行期間では、イ「現神御宇倭根子天皇詔旨」四例、ロ「現神大八洲御宇(所知倭根子天皇詔旨)」三例、ハ「天皇詔旨(大命)」六例がある(昭和51年12月 井上光貞ほか校注『律令』岩波書店)。

天平勝宝九(757)年五月、養老律令が施行された。

『令義解』(りょうのぎげ、養老令の官撰註釈書)には、「詔書勅旨(ちやくし)同じく是れ論言なり、但し臨時の大事を詔と為し、尋常の小事を勅と為す也」と説明されている。

改元・改銭・大赦をはじめ、外国使臣に命を伝える場合、神社・山陵(さんりょう)の告文(こうもん)、立后太子、任大臣節会(せちえ)、五位以上の叙位(じょい)など、臨時の大事に用いられる。

詔書と勅旨をどのような場合に使い分けるかについては、集解に諸説があり、これを大別すると、①臨時の場合に詔書を用い、尋常には勅旨を用いる(古記・朱説所引貞説)、②大事に詔書を、小事に勅旨を用いる(跡記)、③臨時の大事に詔書を、尋常の小事に勅旨を用いる(義解)、④宣命すべきときに詔書を、然らざるときに勅旨を用いる(穴記私案・朱説)等となる。

○詔書の作成手続きと頒行(はんこう)方法

詔勅(しょうちやく)発布の事を直接担当するのは中務省で、まず中務省の内記(ないき)が起草し、卿・大輔・少輔が連署して天皇のお手許にさし出し、御裁可の標(しるし)である御畫日(ごかくじつ、日付のうち日の数字を宸筆で記入された)をいただく。これは中務省に留めて案(控)とし、その写に中務卿・中務大輔・中務少輔が署名し、それぞれの署名の下に「宣(せん)」「奉」「行」と書き、中務印を押して太政官(だいじょうかん)に送る。

(製作中)

上申文書 じょうしんもんじょ

身分の低い者より上位の者へ、下級官庁より上級官庁へと、下から上へ向かって差出す文書。

古代・中世では、解(げ)・表(ひょう)・奏・勘文・申状(もうしじょう)・訴状・陳状・拳状・着到状・軍忠状(ぐんちゅうじょう)・請状・卷数(かんず)・願文・寄進状などが、その主なものであった。

いずれも、上位へ向って書くものであるから、文章・文字ともに丁寧を書いてあり、読みやすい文書が多い。

公式令は、符(ふ、上位下達文書)に対する下から上に出す文書の様式を三種規定している。

一は解で、上下支配関係にある役所間での下の役所から上の役所に出すもの、二は牒(ちょう)で、すべて主典(さかん、四等官制の第四等官)以上の官吏が役所に申達するもの。三が辞で、四等官に属しない下級官吏(当時、雑任(ぞうにん)と総称した)が役所に申達するものである。そして、牒は、そのうえにさらに僧綱(全国寺院の統轄機関)および三綱(各寺院の中樞機関)が役所と文書を取り交わす場合に用いることとされた。

ところが、実際は、この規定はあまり守られなかったらしく、官吏も役所も含めて、すべて下から上に差出す場合には、もっぱら、解が用いられるようになり、牒ははじめ副次的機能とされた僧綱・三綱と役所との応答に用いられ、さらに進んで、官制上、上下関係のあきらかでない役所の間にも用いられるようになった。(参考文献;左藤進一『古文書学入門』)

(製作中)

しょうそくせんげ 消息宣下

消息宣下 しょうそくせんげ。

消息(書状)によって叙位・任官、その他朝議の結果を伝達すること。

平安時代末期以降、朝議を決定する陣座(じんのざ)が省略される場合、決定事項は、口宣案に職事(しきじ)・上卿(しょうけい)・弁官などの消息を添えて伝達されるようになった。

この方法で叙位される場合は、位記のかわりに口宣案が本人に手渡された。

(製作中)

上代特殊仮名遣 じょうだいとくしゅかなづかい。

奈良時代、仮名で書く音節の音には、母音に二種の別があり、それをかき分ける万葉仮名の使い方を上代特殊仮名遣という。

平安時代以後にはエキケコソトノヒヘミメヨロおよびその濁音合計20の仮名で書く音節の音が、奈良時代にはそれぞれ二類に分かれて(古事記にはモノの仮名も)、エはア行、ヤ行の別、他は母音の二種の別で、それを書き分ける万葉仮名の使い方があり、その仮名文字を、エ以外、甲類・乙類と名付けられている。

江戸時代に、石塚竜麿が、このような奈良時代の特殊な仮名遣いを発見し、明治末期に橋本進吉が別個に研究して石塚の研究を世に紹介した。

(製作中)

上代様 じょうだいよう。

平安時代中期の純日本風の仮名書。

日本の書は、中国から渡来した書風を基礎としながら、十世紀の中頃から、日本化の傾向が現われ、十一世紀初頭に至って、上代様と呼ばれる和様書道の完成をみた。その書家として、小野道風・藤原佐理・藤原行成らが代表的。

また、藤原行成の後を受けた世尊寺流、藤原忠通の法性寺流などをもさす。

これは、尊円親王の流れを汲む青蓮院流ないし御家流からみると、きわめて古い日本風とみなされる。

(製作中)

正文 しょうもん。

差出者と受取者との間に意志を伝達するために発給される文書の原本。

草案・土代(どだい)・案・案文(あんもん)などの下書が差出者の手許に残るのに対し、受取者である名充人に直接発給され、相手方に送られる。

また、正文の控も、案・案文といい、はじめ案文として作成されたものが、正文紛失のとき、正文に準じて取扱われることもあった。

ほかに、写・控などの正文を書き写したのものもある。

(製作中)

しよゐ 所為

所為 しよゐ。

しわざ。おこない。すること。ふるまい。それが原因となっていること。せい。

(製作中)

史料 しりょう。

歴史研究の材料となるもの。

歴史は、過去に起こった出来事であり、過去の出来事そのものは、現実には存在しない。現実に存在するのは、過去の出来事そのものではなく、痕跡(こんせき)であり、記録であり、伝承である。

(製作中)

すべて 都而 凡而とも書く

都而 すべて。 「凡而」とも書く。

ことごとく。全部の意。

(製作中)

せがれ 世倅 倅・倅・倅・倅・躰とも書く

世倅 せがれ。 倅・倅・倅・倅・躰とも書く。

息子のこと。わが子の謙称。古くは男女の区別なく用いることもあった。中以下で、男女の子供、惣領・末女の差別なく「せがれ」という。若年の男子を卑しめていう言葉。

(製作中)

碩田叢史所収田原文書 せきでんそうししよしゅうたはらもんじょ。

碩田叢史は、後藤碩田(文化2～明治15)の著述および採集した史料を筆録した五百余冊におよぶ叢書。

所収の田原文書は、天保14(1843)年5月に、「豊後古文章」として碩田叢史に収録されたもので、その目録に、「田原家文章 杵築家中入江孫三郎家蔵之内ゆゑ阿りて此分所〃散在せしを写三千八百通之中と云云」とあって、田原家文書三十八点および断簡・年月日花押部分のみの書写多数が収録されている。

(製作中)

施入状 せにゅうじょう。

社寺に資財・所領などを寄進する際、寄進・施入の品目と趣意を記して奉った文書。

古くは、献物帳ともよばれ、のちには、寄進状ともいわれた。

施主の長寿延命・所願成就、死者の冥福、仏教興隆・報恩・天下泰平・外敵撃滅などの祈願のため、田畠・荘園・敷地・布帛などの施入品目を書上げ、そのあとに施入の趣意を願文の形式で記し、起請・誓約の詞を副える場合が多い。起請の詞は、のちの起請文の先駆形態をなしている。

天平感宝元(749)年閏五月廿日の聖武天皇が南都諸大寺などに、絁(あしぎぬ)・綿・布・稻・水田を喜捨した際に作った施入状が最も古いものといわれる。

天平勝宝八(756)年、孝謙天皇が先帝の聖武天皇御物を東大寺に施入するにあたって作った献物帳には、現在の正倉院御物が書き上げられている。

(製作中)

然 ぜん。 漢音はゼン、呉音はネン。

動詞としては、モユ、ヤク、シカリ。接続詞としては、シカレドモ、シカルニ、シカシ、シカシテ。もとは会意で肉と犬と火の合字。犬肉を火にあぶり焼く義。後世、更に火扁を加えて「燃(ねん)」とし、然は、①応答の「シカリ」、②上を承け下に接する語「シカシテ」、③上を翻して下を起こす語「シカレドモ」「シカルニ」、④物事を形容する語、⑤句尾に置く語、等に用いる。日本の古文書では、㊦然而(しかれども)、㊦然者(しかれば)、㊦自然(じねん)などと用いられることもある。また接尾語として「...らしきさま」の意、〔例〕「紳士然とした男」といった用い方もされる。【参考文献】昭和40年9月上田万年ほか『大字典』(普及版)講談社。

(製作中)

ぜんじん 全人

全人 ぜんじん。

知・情・意の完全に調和した円満な人格者。

(製作中)

宣命 せんみょう。

「宣命」は、天皇が宣(の)りたまう大命(おおみこと、命令)の意で、天皇の命令を漢文だけの和文体で記した文書。

もともと、君主の意思を人民に下達(かたつ)するには、直接人民を集めて呼びかける(宣誥せんごうする)ものであったから、その伝統が残って、文字をもって詔勅(しょうちよく)を作る段階になっても、やはりこれを人民に読み聞かせる(命を宣る=勅命を宣読する)形式をとった。

元来、宣命は、勅命を宣読することであったが、それが宣読せられる文書の名称となった。

公式令に規定されている詔書五型はすべて宣命体であるが、大宝公式令制定後、まもなく、漢文体詔書が作成されるようになり、平安時代以降、区別して、その漢文体のものが、もっぱら、詔書と称せられ、和文体のものは特に宣命と呼ばれた。この文体を宣命体(たい)、その表記法を宣命書(がき)、また宣命を読み上げる使者を宣命使(し)、宣命を記す紙を宣命紙(し)という。

宣命体は、詔書を、官吏・人民に宣(の)り聞かせるため、漢字を訓読みし、万葉仮名によって天爾遠波(てにをは)を付し、細字で右によせて書く、一種独特の和文体で書かれた。

平安時代以降、貴族層に漢文体が普及し、宣命体は、神社・山陵への告文、踐祚大嘗祭(せんそだいじょうさい)の時などに用いるものとされ、以前の用語が固定し、次第にこの文体が宣命体といわれ、宣命体で書くことを宣命書キというようになった。

漢字を仮借(かしゃ、適当する漢字がないとき同音の他の漢字を借りて宛て用いる)して、国語を写し、漢文を国語風に読み下すのは、あたかも、朝鮮古代の吏讀(りと、吏道とも吏吐とも書き、漢字の音訓を借りて朝鮮語を記すのに用いたもので、新羅の神文王の時、薛聰によって創められたという)と同様の遣り方で、これを弘く利用して日本独特の国文を創り出した。

(製作中)

占文 せんもん。

占卜の結果を注記して差出す文書。

占文は「占いの表にあらわれた文言」の意もあるが、王朝時代、中国の風を承け、天然人文の変異は時の政治に対する神意が現れるものとして、変異の吉凶を神祇官と陰陽寮(おんみょうりょう)に占わしめた。この時、その結果を記して差出す文書。

(製作中)

 ツイートする

そう 奏

奏 そう

口頭または文書をもって天皇または上皇に申し上げること。

公式令では、文書をもってするときの書式として、論奏・奏事・便奏・奏弾・飛駟(上式)・奏授位記の各式を定めているが、奏のすべてが文書で行われたとは考えられず、便奏式(びんぞうしき)条に「其口奏者」(其れ口(く)に奏(そう)せむは)とあり、小事については、口奏(くそう、口頭の奏上)も可能であった。太政官が天皇の裁可を得る時に上呈される文書としては、事柄の大小により、論奏式(ろんぞうしき)・奏事式(そうじしき)・便奏式の三書式が定められていた。

中務省より直接奏するもの(上表)、弾正台より直接奏するもの(奏弾)、密封して奏するものに意見(意見封事)・天文異事(天文密奏)などもあった。

(製作中)

奏事式 そうじしき。

公式令奏事式で定められた律令制下の公文書の書式。奏事式による奏聞は、原則として、諸司の解状を得た場合に行われる(『律令』〔日本思想大系3〕)。

また、太政官から天皇に上奏する事柄のうち重事でも軽事でもない中事を議政官から奏する時に用いる(今江広道「そうじしき 奏事式」『古文書用語辞典』)ともいう。

裁可後の施行は、太政官符に書き直されて施行されていた。

(製作中)



Last updated 2019/08/11 09:00:34 AM

コメント(0) | [コメントを書く](#)

そうまちだいちょう 惣町大帳(享保3～文久2)

惣町大帳 そうまちだいちょう。 奥平豊前中津藩・中津惣町町会所記録。

享保3年～文久2年までの奥平豊前中津藩の中津惣町の町会所記録。

146年間110冊が現存(但し、欠年あり)。

〔惣町大帳 総目録〕

1. 享保3年6月～8月 (1)半田隆夫校訂
2. 享保3年9月～同4年 (2)同上
3. 享保5年1月～ (3)同上
4. 享保9年1月～ (4)同上
5. 享保10年 (4)同上
6. 寛保3・4年 (4)同上
7. 延享2・3・4年 (4)同上
8. 寛延2年～宝暦3年 (5)同上
9. 宝暦2年～同6年 (6)同上

(製作中)

たっし 達

達 たっし。 御達。御沙汰・申渡し、ともいう。

達は、通知・告知らせること。

上意下達・下意上達の双方が見られるが、名詞として使われる場合は、一般に、公的な通知あるいは法度・命令など関係官庁への通知をさす。

御達は、江戸幕府の法令のうち関係官庁または関係者のみに通達する書付けをいう。

これに対して、比較的広く一般に触れるものは触(ふれ)・触書(ふれがき)といった。

達には、口達・口達書・演達などの用法があり、達が口頭でなされる場合は、それを口達(くだつ。「こうたつ」「こうだつ」とも読む)といい、文書でなされる時はその文書を達書(たっしがき)などという。

(製作中)

てつぎもんじょ 手継文書

手継文書 てつぎもんじょ。 →手継證文。

てつぎじょう 手継状

手継状 てつぎじょう。 →手継證文。

手継証文 てつぎしょうもん。 手継証文とも書く。手継文書(てつぎもんじょ)・手継文・手継状(てつぎじょう)・手継券文(けんもん)・連券ともいう。

平安時代末期より中世を通じて使用された権利伝承を証明する文書。

平安・鎌倉時代以降、私的土地所有の発展に伴い、荘園の所職や名田など、すべてその土地の諸権利を主張するに際しては、その権利の正当な入手を証明し得る文書類が必要であった。権利の移転を明示する売券・譲状・寄進状また紛失状など、既存の文書をはじめ、訴訟の裁許状や安堵状・判物などを含む全部が代々相うけて伝えられて、その永続的な権利を証明するものとなった。これらの一連の一括文書を手継証文とよぶ。土地私有制成立以後、不動産移転の際に、その財産が旧所有者のもとに相伝された由来を立証することが必要となり、以前の譲状や売券を一括して新所有者に手渡した。原物を渡すことができない場合は、写しを作製し証判を加えて渡した。この一連の文書は、時代順に貼り合わせてあり、なかには数世紀に及ぶものもあった。

(製作中)

てつぎけんもん 手継券文

手継券文 てつぎけんもん。 →手継證文。

附 つけたり。「付」とも書く。

江戸時代、幕府・諸藩が作成・公布した法度・条目・定書・覚などの箇条書の文書のなかで、必要に応じて個別の条文のあとに一段おとして並記して振る付文のこと。付は、条文に必要な補足・説明・執行・事項などについて付記しており、条文の本文と同一の規定効力をもつ。箇条書の条文に付されている但書とほぼ同じもの。なお、一般に「付(つけたり)」は、主なものに対して、それに付け加えたもの・付録・おまけとして添えられたもの・そえもの、の意に用いられる。

(製作中)

陳状 ちんじょう。 支状(ささえじょう)・答状(とうじょう)とも云う。

中世の法的訴訟の場合に、訴人(原告)より訴状をもって訴えられた論人(被告)が、裁判所よりの問状を受けて、訴状に弁駁(べんぱく)するために出す陳弁書(ちんべんしょ)。訴人が提出する訴状に対する語。

中世、訴訟(相論)に際し、訴人(原告)は訴える趣旨を述べた訴状を提出。これに対し、論人(被告)は訴状を弁駁する陳状を提出した。

この訴状・陳状の応酬を「訴陳を番(つが)う」といい、黑白が決しない場合、公家法では2回、幕府法では3回、繰返すことが認められ、その後に両者を出廷させて対決させ、その結果、裁許(判決)が行われた。三問三答の場合、初度の訴状を初問状または本解、以下、二問状・三問状といい、陳状は支状(ささえじょう)ともいい、初度を初答状、以下を重陳状といい、二答状・三答状とも云った。

(製作中)

ちやく 勅 勅旨ともいう

勅 ちやく。 勅旨(ちやくし)ともいう。

天皇の命を伝える文書。律令制では、天皇が下す仰せごと、またはその文書をいう。

詔が国家の大事に用いられるのに対し、天皇の意志を表したり、通常の小事を伝える時に使われた。

すなわち、摂政関白に隨身(ずいじん、護衛の従者)を賜り、皇子に源氏の姓を賜り、内親王を三宮(太皇太后・皇太后・皇后)に准ぜられ、封戸(ふこ、へヒトとも読む=食封)に充てられる場合などに用いられ、詔書に比べて実際的なものとされていた。

発行手続きは公式令(くしきりょう)にみえる(公式令には勅書ではなく勅旨とある)。

〔公式令所載の勅旨式〕

勅旨式

勅旨云云

年 月 日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉 勅旨如右。符到奉行。

年 月 日

史位姓名

大弁位姓名

中弁位姓名

少弁位姓名

勅は、その様式・手続ともに詔書を簡略にしたものではあったが、手続煩瑣のため正式手続による勅はほとんど用いられず(この公式令の勅旨式はその実例をほとんどみない)、のちに、綸旨(りんじ)などがこれにかわって用いられた。

(製作中)

ちょうじょう 重畳

重畳 ちょうじょう。ちょうでふ。

かさねがさね。かさねたゝむ。重なり合っていること。幾重にも重なること。また、満足である、大変喜ばしいなどの感謝の気持ちを表す時も用いる。この上もなく満足であること。甚だ好都合なこと。

(製作中)

着到 ちやくとう

中世の武士が、軍勢の催促に応じて、または自発的に、馳せ参じること。

着到は、「所定の場所へ到着する」意で、役所に出勤する官人の姓名を記入した帳簿、また、知行高およびそれに応じて負担すべき人数・武具などの軍役を銘細に記入した書付けも着到という。

(製作中)

だんそう 弾奏

弾奏 だんそう。

臣下の悪事などを弾劾上奏すること。

養老令では、五位以上の重罪を天皇に報告する弾正台の奏弾式が定められている。

(製作中)

土代 どだい。

文書の下書・草稿。

平安時代には、小野道風の「屏風土代(びょうぶどだい)」(延長6年カに小野道風が内裏の屏風に大江朝綱の詩を書いた時の下書)のように、しばしば、「土代」と表記されたが、中世以後は、次第に用いられなくなり、案あるいは案文と言われるようになった。

※尚、近世では、「土代」は、田地1反歩の収穫米から算定される石高をいう。

(製作中)

とぜん 徒然

徒然 とぜん。

無聊・退屈。「とぜんない(とぜねー・とぜんね・とぜんなか)」は、無聊・さびしい。

(製作中)

なにかど 何角 何廉とも書く

なにかど 何角 何廉とも書く。

なにか。明言せず、ぼかしている表現。

(製作中)

難儀 なんぎ。 難義とも書く。

苦勞すること。迷惑。くるしみ。なやみ。むずかしいこと。容易ならぬこと。わずらわしいこと。面倒。貧窮。貧乏。

非常につらい様をいう場合には、「難儀至極」もしくは「難儀千万」等の語が用いられた。

(製作中)

日時勘文 にちじかんもん。 風記(ふうき・ほのき)ともいう。

儀式・行事など事を行うに当って、吉日・吉時を選ぶため、諮問をうけた専門家が日時を選定・具申した文書。公私の行事について、その日取りを定めるため占わせたもの。凶事・事変の予測もある。

事柄上、陰陽道関係が主で、陰陽博士・陰陽師などの勘申が多い。

誕生・臍緒切・乳付・深曾木(ふかそぎ)・着袴・元服・婚嫁・着帯・葬送・即位・立親王・入内・立后・移徙・改元・日食・月食など、王朝貴族の通過儀礼や主要行事にしばしば見える。

(製作中)



如法経 によほうぎょう。「によほうぎょう」とも読む。のちには法華経の別名になった。

法にかなって書いた経。一定の法式に従って書写する経文。如法とは、清浄に写経することで、如法経と題する経典(きょうてん)があるわけではない。

用紙、書手の身体・衣服、書写の部屋など、すべて清浄を旨とした。

天長年間(824~833)、円仁(慈覚大師)が、六根懺悔の三昧行法を修し「法華経」などを如法作法によって書写し、小塔に安置したことに始まるという。

奈良時代には、法華経に限定されないが、「慈覚大師伝」によれば、平安時代中期には、如法経とは法華経の如法書写をさす用語になった。これに伴い法華懺法が必修の作法となった。如法経は、初期には如法堂に置かれたが、十一世紀以降は、寺社・霊山・墓地などに埋納された。永承1(1052)年が仏の教えが衰える末法(まっぽう)元年とされ、武士の台頭とともに社会不安の高まりがあり、人々は極楽往生(ごくらくおうじょう)を願い、56億7千万年後の弥勒(みろく)出生まで経典を伝えるために、容器に入れて地下に埋納(まいのう)した。稀に標識として記念碑(如法経碑)が建てられた。

(製作中)

如法経料足寄進札 によほうきょうりょうそくきしんふだ。

如法経料足の寄進札。

如法経とは、如法に経を書写するの意で、法華経または法華三部経等の経を書写供養し、これを名山あるいは墓辺等に埋置する行事をいう。

天平十(833)年に、慈覚大師円仁によってこの行事が始められた。

もと福井県小浜市の明通寺の本堂に掲げられていた如法経料足寄進札は、現存数は405枚、腐朽または欠損したものを除き、399枚が福井県文化財に指定されている。

延慶二(1309)年の記年銘を有するものが最古のもので、以後、元禄7(1694)年のものまで、約390年間の史料が残っている。ただし、延慶2年の寄進札は、殺生禁断山河境寄進札で、その他のものはすべて如法経料足寄進札である。

如法経料足の寄進は、父母親族等の追善供養、自身の逆修供養のため行われたもので、大部分は、米を寄進していたが、後期には、銭貨を寄進したものもある。願主は、近在の土豪、士族、百姓、町人、僧侶等である。

木札の形状にも時代的な変遷がみられ、銘文の表現方法も様々で、素面墨書のものも多く、黒漆朱塗白塗に白書墨書朱書、あるいは陰刻したもの等、その形状書様ともに多種多様である。

なお、小浜市羽賀寺の如法経料足寄進札(正和5年～永禄8年)100枚、妙楽寺の如法経料足寄進札(寛正5年～天文22年)23枚、飯盛寺の如法経料足寄進札(文明16年～天文13年)33枚も同じく福井県文化財に指定されている。

(製作中)

年号勘文 ねんごうかんもん。

改元にあたって選考の資料として新年号の候補を、諮問を受けた学者らが提出した文書。

年号は、元号ともいい、一定の元(起算点)を定めて年数を数える方法。中国では、漢の武帝の時から行われた。

日本では、公式年号以前の法興・白鳳・朱鳥などの逸年号(私年号・偽年号ともいう)も伝えられている。

法興(591～)は、崇峻天皇四年の年号とされ、白鳳は『続日本紀』にみえる天武天皇時代の年号であるが、正式のものではなかったらしい。

日本最初の公式年号は、孝徳天皇時代の大化元(645)年とされている。しかし、これは後年に追号されたとする説もあり、大宝元(701)年以降、連続して用いられるようになった。

古くは、一代の天皇の間に、祥瑞・災害・迷信などにより年号を変えることがしばしば行われた。

年号勘文の作成者は、文章博士が主で、藤原氏・菅原氏・大江氏の三流が当り、室町時代中期以後、菅原氏が主となった。

選出した数個の年号を、いちいちその理由を、出典をあげて記したもので、菅原氏と他氏では若干書式が異なる。

菅原氏は、冒頭の「勘申」「年号事」を二行書きにし、末尾は「年月日・位・官・兼官・名」を記す。

他氏は、冒頭を「勘申年号事」と一行書きにするほか、末尾は「官・兼官・名」のみを記し、年月日・位は書かない。

納言以上の者の勘申は、この例によらなかった。

選出の年号は、中国の古典、漢書・後漢書・史記・晋書・書経・詩経・礼記・文選に依拠する場合が多かった。

(製作中)

而已のみ。而已・而とも書く。

ばかり、だけ等の意。「の身」が原義。平成2年2月(平成6年補訂版第6刷)大野晋「基本助動詞・助詞解説」『岩波古語辞典(補訂版)』に、『のみ 起源的には、連体助詞「の」と「身(み)」との複合によって成った語であろうと思われる。それは、助詞「のみ」は奈良時代にn m の音を表わす万葉仮名で書かれており、「の身」の音と一致すること、また、「のみ」の用法から見て、「の身」つまり「それ自身」と解することが、助詞「のみ」の基本的な理解として適切だからである。つまり、「のみ」は、上に来る体言または体言相当の語について、それ以外の何ものでもないとして強調するのが古い用法である』とある。

(製作中)

ばいけん 買券

買券 ばいけん。

財産の買得証明書。財産の売買を証明する証文を、買主の立場からみた場合に、このような言い方になる(平成13年 松井茂「ばいけん 買券」『古文書用語事典』柏書房)。

(製作中)

売券 ばいけん。沽券・估券・沽却状(こきやくじょう)・売却状・売券状ともいう。

土地・家屋・諸職などを売買する時、売主が買主に渡す売却証文。

律令制下では、土地家屋の売買は、官司の認可が必要で、京では坊令(ぼうれい・ぼうのうながし)・条令、諸国では郷長が売買の事実を記して売買当事者の署判をとり、京職または国郡司に解を提出し、許可をとった。この解が売券で、二通ないし三通、作成し、職国・郡に一通を留め、もう一通は手続終了後、買主に渡された(買人料・買主料・主料などという)。

平安時代中期以降は、売主が作成して買主に渡す(本公驗を副える)私券となり、私的な証人を立てたり、売買当事者間だけで行われるようになった。

中世、徳政が頻発すると、徳政による売買契約破棄を恐れ、徳政文言を記入したり、寄進状をあわせそなえることもあった。このほか年季売や、買戻権保留の不動産売買(本物返)もあった。

(製作中)

売券状 ばいけんじょう。売券・沽券ともいう。

財産の売買を行う際に、売買契約の合法的成立を保証するために売主から買主に与える証文をいう。

(製作中)

はたらく 動・〔魚各〕・〔魚客〕・〔食客〕

はたらく 動・〔魚各〕・〔魚客〕・〔食客〕。

働く。出勤。「はたらく」は、今日用いられる「働く」と同じ意であるが、戦場で活躍することに用いられることが多い。

【例】年未詳7月16日 大友義鑑書状写(相良家文書)「至隈庄義宗残党相〔魚各〕候刻、城衆遂防戦、敵数多討捕之由」。天正12年3月24日条 上井覚兼日記「今朝從隈本之使者物語候、龍造寺(隆信)頃肥後表へ〔魚各〕候するとて打立候処、肥前へ畠地二三反程ニ蛇多〃死満候、依夫妖恠之由申候て、〔魚各〕之事停候由也」。

※〔魚各〕の漢音・呉音は「ラク・カク」、本義は「シビ」「マグロ」。

【参考文献】昭和40年9月 上田万年ほか編『大字典(普及版)』講談社。昭和48年6月 貫達人「古文書用語 読み方と意味」『中世史ハンドブック』近藤出版社。昭和54年10月 池永二郎ほか編『日本史用語辞典』柏書房。高橋正彦「はたらく 動・〔魚各〕」『古文書用語辞典』柏書房。

(製作中)

反切の法 はんせつのほう。

漢字の発音を、他の漢字二字を借りて示す伝統的な方法。

二つの漢字を用いて、一方の声母と、他方の韻母および声調を組み合わせ、その漢字の音を表す。すなわち、上の字(父字または音字)の頭子音と、下の字(母字または韻字)の韻とを合わせて一音を構成する。

1世紀の『説文解字』などでは、読若という類似の音の字を使って音を示す方法や、直音という同音の別の字を使って音を示す方法が使われていたが、前者は正確な音を示すことができないという欠点があり、後者はいつでも同音で平易な字が存在するわけではないという問題があった。

最初に反切を使って音を記した本は後漢末の孫炎『爾雅音義』とされている。また、『漢書』の服虔・応劭注でも反切が用いられている。

例①唐、徒郎反とあるとき、「徒郎反」が反切で、最初の「徒」を反切上字または父字、次の「郎」を反切下字または母字と呼び、「唐」を反切歸字あるいは単に歸字または被切字と呼ぶ。反切の三番目の字は古いものは「反」であるが、唐代後半以降は「切」と書く。これは「反」が謀反に通じるのを避けたためという。まれに「翻」などを使う文献もある。

例②曇音力丁反は、力の字の頭子音の部分と反切の下字の頭子音以外の部分とを合わせる。これにより、曇というような難しい字の発音も力とか丁という易しい字の発音の組み合わせで示すことができる。

例③東の字音を「都籠切」という形で示し、「都」の頭音と「籠」の韻とによって「とう」を表す。

例④日本では、「反」に、『日本書紀』兼方本に「カヘシ」という古訓がつけられている。万葉集などでは、食の字に「売世反」として、食をメセと訓むように指示したものがある。これは、売(メ)と世(セ)とを一字ずつ訓んでメセとするので、正式の反切ではない(昭和42年3月 神田喜一郎 ほか『日本書紀』上補注1 - 三五)。

(製作中)

飛駅式 ひえきしき。

公式令で、緊急を要する事件の際、飛駅によってすみやかに命令を諸国に通達する時の文書様式。中央から諸国へ下達する場合の下式と、諸国から上申する場合の上式とからなる。

文書の形式は、下式が勅、上式が奏で、天皇と国司あるいは出征中の将軍の間で下達・上申される書式をとる。

(製作中)

ひっきょう 畢竟

畢竟 ひっきょう。 必竟とも書き、畢も竟も「おわる」という意味。
ついには。つまるどころ。究極、最終、結局。

(製作中)

ひょう 表

表 ひょう。

上達文書の一つ。臣下から天子に奉る(差上げる)文書。

主として、臣下から天皇に対し、祥瑞慶事の祝賀、官職などの拝辞を表すために奉るもの。

書式は、丁重を極め、四六駢儷体(べんれいたい)の美文で能書家が清書した。

書出しは、「臣某等言」または「臣某言」と書き、書止めは「臣某(等)誠 誠恐、頓首頓首、死罪死罪、謹言」などと書く。とくに祝賀の場合は、賀表という。

※表は、会意で、衣と毛の合字。毛を裏にして作れる上衣。故に衣と毛を合し、転じて、オモテ・アラハス・シルス等の義となった。また、古く中国では、地上に立てて時刻をはかった木(ひかげばしら)の意に用いられた。

(製作中)

ひょうせんぶん 表箋文

表箋文 ひょうせんぶん。

琉球と中国の外交において、琉球側から持っていく文書の一形式。

(製作中)

表白 ひょうびやく。「ひょうひやく」とも読む。開白・啓白ともいう。

法会の時、その趣旨を三宝および大衆に告白すること。また、その文。

表白(へうはく、ひょうはく)は、あらわしもうすこと、述べあらわすこと。

願文の一種(神仏に祈願の意を表わす文書)であるが、形式・内容とも明らかな差がある。一般に、仏教行事にあつてその趣旨を三宝と大衆とに告げる文をいい、その法会・修法などの功德を讃え表わすことに重きを置いている。

書式としては、祈願の意趣を記し、呪文を副える点を特徴とし、さらに必ず読み告げる点で単なる文書と異なる。

なお、法会・写経のさいの表白文には、呪が省略されていものが多い。

(製作中)

ひょうぶん 表文

表文 ひょうぶん。

中国皇帝に上聞する文書。最高の使臣が皇帝に捧呈する。

進貢船ごとに表文一通を持っていくが、ときに箋文を加えることもある。「琉球国中山王臣尚某謹奏」という書出しで始まり、「琉球国中山王臣尚某謹上奏」という文で終わる。

※表文は、また、君主・政府などにたてまつる文章の意にも用いられる。

(製作中)

表裏の証文 ひょうりのしょうもん。

表裏は、裏切ること。転じて、土地売買・所領寄進などに際し、所領移転によって生じがちな様々な弊害を回避するために、あらかじめ取交わされた裏契約の証文。

(製作中)

ひらがな 平仮名

平仮名 ひらがな。

平安時代初期、漢字の草体(万葉仮名を簡略化して書いたもの)から作られた草(そう)の仮名を更に崩して作った音節文字。主に女性が用いたので「女手(おんなで)」と呼ばれたが、中世末に「ひらがな」の呼称が現れた。

元慶元(877)年の檜扇の落書(東寺の千手観音像の臂中の内割部から発見された)が、現存する最古の平仮名とされている。

片仮名は、はじめ、漢字と共に用いられ、説話などの漢文体の混在した文章は片仮名と併用することによって一般に広まった。

平仮名は、単独で用いられたが、後世には平仮名も漢字と混用された。

(製作中)

便奏 びんそう。

公式様文書の一つ。軽微な、または日常的な事柄を、太政官の少納言から奏する時に用いる。公式令には「鈴印(すずいん)請(う)け進(たてまつ)らむ、及び衣服(えぶく)、塩酒(えんしゅ)、菓食(くわじき)賜(たま)はむ、并(あは)せて医薬(いやく)給(たま)はむ、此(かく)の如(ごと)き小事の類(たぐひ)をば、並に便奏(びんそう)に為(つく)れ」とある。年月日の下には奏者の署名がなく、「依奏(そう)によりぬ」というような勅定があったのち、その旨と、奏者=奉勅者である少納言の位姓名を書く。また、文書を作らず口奏(くそう、口頭で奏すること)もできた。この場合は、あとで便奏式による文書を作成した。

(製作中)


便奏式 びんそうしき。

公式令便奏式に規定された律令制下の公文書の一つ。

下から天皇に奏上する文書で、太政官から天皇に上奏する事柄のうち、特に物品の下賜などの簡単軽微な事柄について、少納言から奏する時に用いる。事柄が軽微なので、必ずしも文書を作成せずとも、口奏でも良かったが、奏上後に、この書式による文書を作っておく必要があった。

ただ、延暦九(790)年五月十四日付の内侍宣(『類聚符宣抄』六)によれば、「進奏之紙、臭悪者多」として、少納言が叱責されているから、やはり紙に書いて奏する方が多かったのであろう。ただし、実例は現存しない。なお、天皇の行幸中、皇太子が留守として監国する時は、この式に準じ、奏を啓に、勅を令にかえて用いるというが、この実例も存在しない。

(製作中)

 ツイートする

ふしん 普請

普請 ふしん。

土木・建築工事のこと。本来は、仏教用語で、禅宗寺院で多くの人々に請い、労役に服してもらうこと。

(製作中)

風土記 ふどき。

風土記は、地方のことを書き記した書物の意の普通名詞であるが、日本では、和銅六(713)年に元明天皇の詔によって諸国に命じて郡郷の名の由来・土地の肥瘦・産物・古伝説などを記して撰進させた地誌をいい、本来は、地方より中央官庁への報告公文書(解(げ)の書式をとる)であった。

風土は、ある地方の気候や地味・地勢などのありさま、気候と土地の生産力、土地の生活環境などの意で、大陸では『後漢書』以下の文献にしばしば見える。

一例として、『後漢書』循吏・衛颯伝には「民居=深山-浜-溪谷-、習=其風土-」とある。

風土記という書名も、周処撰の「風土記」という書名が、晋書〈周処伝〉・隋書〈経籍志〉・文選〈李善注〉に見える。

和銅6年の元明天皇の詔というのは、『続日本紀』に「(和銅六年)五月甲子(二日)。畿内(うちつくくに)ト七(なな)ツノ道(みち)トノ諸(もろもろ)ノ国(くに)・郡(こほり)・郷(さと)、名(な)ハ著(つ)ケヨ=好(よ)キ字(な)ヲ-、其(そ)ノ郡内(くぬち)ニ所(レ)生(な)レル、銀(しろがね)・銅(あかがね)・彩色(いろとり)・草(くさ)・木(き)・禽(とり)・獸(けだもの)・魚(うを)・虫(むし)等(ら)ノ物(もの)ハ、具(つぶさ)ニ録(しる)シ=色目(しなじな)ヲ-、及(また)、土地(つち)ノ沃(こ)エタルト墾(や)セタルト、山(やま)・川(かは)・原(はら)・野(の)ノ名号(な)ノ所由(よれるよし)、又(また)、古老(ふるおきな)ノ相伝(つた)フル旧聞(ふること)異(あた)シ事(こと)、載(しる)シテ=于史籍(ふみ)ニ=言(マヲ)シテ上(たてまつ)レ」とあるのに因る。

ここに、「畿内七道諸国郡郷、名著好字」とあるところは、一般に「畿内七道諸国ノ郡郷名ニハ好キ字ヲ著ケ」と読まれているが、植垣節也氏は、『ここでそう解したのは、「名は好き字を著けよ」と範囲から国が除かれ、郡と郷の名だけに関する命令になってしまう。ところが実際には諸国の反応は、木の国が紀伊の国に、津の国が摂津の国に、改名改字を行っているのである』として、「畿内と七つの道との諸の国・郡・郷、名は好き字を著けよ」と解説されている。

現伝する古事記は、完本としては出雲国風土記が唯一で、省略本として常陸・播磨・豊後・肥前があり、ほかに、原本が散逸してしまい元の姿では伝来せず、他の本に引用されることによって復元できる逸文も、江戸時代初期の林羅山以下多くの学者によって採集が続けられている。

出雲国風土記の巻末記は、

「 天平(てんぴやう)五年(ねん)二月(きさらぎ)卅日(みそか)勘(かむが)へ造ル。

秋鹿(あいか)ノ郡(こほり)ノ人(ひと) 神宅(みやけ)ノ臣(おみ)金(かな)太理(たり)

国(くに)ノ造(みやつこ)ニシテ帯(お)ビタル=意宇(おう)ノ郡(こほり)ノ大領(おほみやつこ)ヲ-外(げ)正(しやう)六(ろく)位(ゐ)上(じやう)勲(くん)十二等(とう) 出雲(いづも)ノ臣(おみ)広嶋(ひろしま)」

となっていて、公文書解(げ)の末尾の書式を示している。

また、常陸国風土記の総記の冒頭は、

「常陸(ひたち)ノ国(くに)ノ司(つかさ)ノ解(げ)。申(まを)ス=古老(ふるおきな)ノ相伝(あひつた)フル旧聞(ふること)ヲ=事(こと)。

問(と)フニ=国郡(くにこほり)ノ旧事(ふること)ヲ=、古老(ふるおきな)ノ答(こた)ヘテ曰(い)ハク、古者(いにしへは)、自(よ)リ=相模(さがむ)ノ国(くに)足柄(あしがら)ノ岳坂(やまさか)=以東(ひむがし)ノ諸(もろもろ)ノ県(あがた)ハ、惣(す)ベテ称(い)ヒキ=我姫(あづま)ノ国(くに)ト=。是(こ)ノ当時(とき)、不(ず)レ言(い)ハ=常陸(ひたち)ト=。唯(ただ)、称(い)ヒテ=新治(にひばり)・筑波(つくは)・茨城(うばらき)・那賀(なか)・久慈(くじ)・多珂(たか)ノ国(くに)ト=、各(おのもおのも)遣(や)リテ=造(みやつこ)・別(わけ)ヲ=令(し)メキ=檢(か)校(と)ラ=。」

とあって、ここには明確に「常陸国司解」とある。

(製作中)

ふよげゆじょう 不与解由状

不与解由状 ふよげゆじょう。

国司・在京諸司・役僧の交替に際して、後司が前司に対して直ちに解由状を与えることができない場合に作成される文書。

(製作中)

ふれじょう 触(觸)状

觸状 ふれじょう。廻状・触文ともいう。

通知状であるが、宛所を連記し回覧させたもの。幕府が諸大名・旗本に出す触、藩主が藩士に対して出す触、幕藩領主やその役人が領民に帯して出す触などがあった。

(製作中)

ぶんげん 分限 「ぶげん」ともいう

分限 ぶんげん。 「ぶげん」ともいう。

社会における身分的・経済的地位をさす言葉。

身分・身の程・分際などの意味で、鎌倉時代ごろから、この思想はあったとされるが、身の程にあった振舞を分限相応といい、江戸時代になると、武士は禄高、農民は持高などに最も具体的に表示される分限に従って言行を律することが特に強調された。

分限相応の振舞は、封建社会の特徴的な思想であり、封建社会では、分限に従って一身の言行を律することは、最もふさわしい生き方として称えられた。また、富あるいは富者の意味に用いられることもあり、分限者などの使い方があり、この場合は「ぶけん」と読んだらしい。

(製作中)

文書 ぶんしょ・もんじょ。

文章が書いてある書類、参照されることを前提として記録された情報のこと。

新村出編『広辞苑』(岩波書店)には、古くは〈ぶんじょ〉とも読むとある。

文書は、原則的には紙に書かれたものであるが、コンピューターで作成されファイルとなっているものも文章が書かれていれば、これも「文書」という。

ちなみに、文書偽造罪は、刑法第17章に規定されているが、法律にいう文書は、文字またはこれに代わる記号・符号を用いて、ある程度持続すべき状態において、意思または観念を表示したものをいう。

文書は、意思・観念の表示であるから、その主体である名義人が存在することが必要である。およそ文書自体から名義人を特定することができない場合は、文書偽造罪は成立しない。ただし、名義人が実在することまでは必要なく、架空人名義であっても、一般的に人が実在すると誤信するのであれば、文書性を肯定してよい、とされている。音声を録音したテープは、文書に当たらない。ある程度の持続性があればよいので、黒板にチョークを用いて書かれた記載も文書に当たる。名刺・表札等は、意思・観念を表示しているとはいえないので、文書には当たらない。

(製作中)

変体仮名 へんたいがな。

普通の平仮名と違う字体の仮名(かな)で、漢字の草体から出て、徹底した単純化に至る過程にある仮名。漢字を極端に略して草書すれば平仮名に似る。

明治卅三(1900)年の小学校令施行規則改正によって、一音にいくつもの字体のあった仮名を統一し、仮名四十八文字を制定した。

なお、変体仮名は人名にも広く用いられていた。

昭和廿三(1948)年の戸籍法施行によって、変体仮名は戸籍上の人名に使えなくなった。

(製作中)



謀書 ぼうしょ。

偽文書あるいは偽文書を作る行為。文書を偽造すること、またはその文書。

自分の地位や主張を正当化するために作ったもの。所領争論や家系や縁起などに関係してつくられ、それ自体に史料価値がある。

古くから、謀書の罪は、きびしく処断され、古代の律では、詔書の偽造などは遠流(おんる)、父母の死などを偽り公務を怠った場合は、徒二年半と定められており、また、中世、幕府の御成敗式目でも、証文の偽造は所領を没収し、遠流とされた。

近世になると、寛保二(1742)年、公文書だけではなく、私文書の偽造も、重罪とされ、文書を偽造した者は引回しのうえ獄門、謀書と知りながら加判した者は死罪、代書人は重追放に処された。

謀書には、謀判(印章の偽造)を伴うことが多い。→ぼうはん 謀判。

近代では、刑法に文書偽造罪・印章偽造罪が規定されている。

(製作中)

ほうばい 傍輩 朋輩とも書く

傍輩 ほうばい。朋輩とも書く。

同じ主人や師に仕える同僚。同列のともがら・なかま・同役。

武家文書に多用されており、同一の主人に奉公する仲間・同役をさす。軍忠状や着到状で戦功の証人として傍輩の名をあげている。

(製作中)

謀判 ぼうはん。

他人の書判・印判を偽造、盗用すること。またその書判・印判。

中世における土地所領の訴訟にさいし、他人の花押・印判を偽造する行為、あるいはその花押・印判のこと。

証文偽造行為である謀書とともに、鎌倉幕府法・室町幕府法・戦国分国法を通じて、謀書謀判の人は、執筆の者とともに重科を受けた。→ぼうしょ 謀書。

(製作中)

風記 ほのき。

側記ともいう。儀式そのほかの諸事を行うに先立って期日を占って上申する文書。→日時勘文。

(製作中)

万葉仮名 まんようがな。

漢字の音・訓で国語(日本語)をあらわす文字。

元来、日本には、固有の文字がなかったため、「なら」を寧楽と記したように、本来の意味とは関係なく、漢字の音や訓を借りて国語を表した。『万葉集』の和歌が主としてこの方法により記されているので、この名称があるが、『古事記』にも用いられている。

のち、これは、草仮名を経て平仮名へ移行する。

万葉仮名の草体も、草仮名と呼ばれ、その意味では仮名といえるが、奈良時代の上代特殊仮名遣(じょうだいとくしゅかなづかい)と平安時代以降の仮名遣では著しく異なる。

(製作中)

みくだりはん 三行半

三行半 みくだりはん。 三下半とも書く。

江戸時代の庶民の離縁状。 →りえんじょう 離縁状。

(製作中)

みもち 身持

身持 みもち。

身の持ち方・所行の意であるが、品行の意味にも用いられる。

(製作中)

明 慣用音は「メイ」。

漢音は「ベイ」、呉音は「ミヤウ」、唐音は「ミン」「マウ」。

アキラカなること。日と月を合せて其の義を示す。照らす・かがやく・著る・尊し。動詞としては「アラハル」「カガヤキ」。明哲は、明智にて事理に通ずること、又その人。

(製作中)

申状 もうしじょう 言上状ともいう。

申文と同じく、下位の者から上位の者に差出す上申文書の一種。「本解状トハ最初ノ訴状ナリ、又申状トモ云」(『沙汰未練書』注)とあるように、訴訟のさいの訴状のことも申状といい、本解状や目安と同義に用いられることがあった。また「百姓等申状」などのように、農民たちが荘園領主に対してさまざまな要求や要請を行うさいの上申文書として作成されることもあった。冒頭に「一謹言上」または「一謹申」などと書き、書止めは「言上如件」または「申状如件」で結ぶのが一般的であった。

(注)沙汰未練書 元応1(1319)年頃成立した鎌倉幕府の訴訟手続の解説書。著者未詳。幕府の複雑な訴訟手続・訴訟法・術語・文書様式などを初心者のために平易に解説している。

(製作中)

申文 もうしぶみ 申状・解文ともいう。

下位の者から上位の者に対して出す上申文書の一種。特定の形式・内容に制限はないが、名称の由来は、第一行に「申(もうす)」あるいは「解申(げしもうす)」との字があることによる。令制に定める解の内容・形式が拡大してできた文書とみられる。多く個人が官庁・上位者に差出す文書。多くは、何らかの非違・窮状を訴え、改善を嘆願する内容。

このうち、諸官人が叙位任官・官位昇進を申請・自薦する申文は、特に、款状(かんじょう)という。平安時代以降になると、諸官人が叙位・任官あるいは官位昇進などを朝廷に申請するために提出する款状のことも申文とっており、中世においては、この種の文書をもっぱら申文というようになった。それは、希望する官職などをあげ、さらに傍例や自分の経歴などを詳しく書いて自薦する形式をとっている。→款状 かんじょう。

(製作中)

問注勘文 もんちゅうかんもん。

問注勘状ともいう。

問注ののち、判官が、審議結果に対する上司の決裁を求めて作成する上申文書。

はじめに、担当機関の名称(公文所など)を記し、次に「問注甲(訴人)訴申乙(論人)申詞記」と書き、本文中では、論人への質問とその返答、および訴人への質問とその返答を載せる。書止めは「以前彼此申詞問注如件」の如くにし、日付のあとに、担当機関の職員の連署を記すのを原則とした(以上、鈴木国弘「もんちゅうかんもん 問注勘文」『古文書用語事典』柏書房、参照)。

(製作中)

問注状 もんちゅうじょう。

問注勘状ともいう。訴訟で訴人・論人両方に尋問してえた返答を注記した文書。

鎌倉・室町幕府下の訴訟事件に際し、訴人・論人双方を尋問した結果を注記したもの。

中世の訴訟裁判は、問注所内所務賦(局)への訴訟提出、賦奉行(くばりぶぎょう)による関連文書の五方引付への配賦、引付における訴・論人双方に対しての書面審理(三問三答)、訴・論人相互の口頭弁論(対決)、頭人・引付衆・奉行人の評議、引付勘録事書(判決草案)の作成と評定沙汰(執権・連署・評定衆参加の会議)への上程、判決文の作成と引付頭人から勝訴人へのその下付、という順序によって行われた。問注状は、このうち、口頭弁論に際して作成されたものである(以上、鈴木国弘「もんちゅうじょう 問注状」『古文書用語事典』柏書房、参照)。

(製作中)

離縁状 りえんじょう。 去状・去文・三行半(三下半)ともいう。

江戸時代、庶民にあって夫が妻や養子との縁を切るために与えた書状(離別するとき渡す書状)。

古代では、婚姻の解消は、夫の一方的な権利であったが、棄妻(きさい=夫が妻を一方的に離別)の条件としては七出三不去(しちしゅつさんふきよ)により、両者の祖父母・父母の同意を要した。

中世にも、夫の側からする棄妻・棄捐の原則は変わらず、去状や物品を与えてその証としたが、この際、再縁権を妻に与えた。

江戸時代、武家社会では、双方の実家からの幕府への届出により、庶民の間では三行半と呼ばれる離縁状を夫が妻に与えることによって、離縁が成立した。与える書状の形式は「我等勝手ニ付離縁致候、然ル上ハ何方江片付候共少も構無御座候」といった決まり文句で、内容は離別を明確にし、妻の再婚は差し支え無いとすることから成っていた。内容がこのように簡略化されているので三行半に書かれることが原則となって、俗に三行半(三下半)とよばれた。離婚の権利は夫だけが持ち、妻は離縁状がないと再婚できなかった。なお、妻からも離縁を求めることができたが、夫が同意しなければ、いかんとも得ず、残された道は縁切寺に駆込むことだけであった。

明治六(1873)年、太政官布告162号により妻からの離婚出訴権を認め、明治民法では離縁は養子縁組の解消の用語となった。

※(注)七出三不去 しちしゅつさんふきよ。 七去三不去ともいう。

日本の令制における棄妻についての規定。

唐令の七出に倣(なら)ったものといわれ、七去は、夫が一方的に妻を離別(棄妻)できる七つの事由。

養老の戸令によれば、

- (1)無子(子のないこと)、
- (2)淫泆(淫乱なこと)、
- (3)舅姑に不仕(父母に従順でないこと)、
- (4)口舌(おしゃべりなこと)、
- (5)窃盗(盗みを働くこと)、
- (6)妬忌(嫉妬すること)、
- (7)悪疾(たちの悪い病気のあること)、の七つであった。

このうち、(2)と(7)の場合を除いては、妻に次の三つの事実があれば、棄妻は許されなかった。舅姑の喪を果たした場合、娶る時は賤であったのがのち富貴になった場合、帰る家のない場合。これを三不去という。

以上のような条件で妻を離婚する場合、その旨を手書して牒状をつくり、近親の連署

をもって官司に提出した。しかし、夫が棄妻するか否かは自由で、たとえ条件に合っても強制はされなかった。

なお、大宝令には「六出之状」とあり、(7)の悪疾が無かったと推定されている。しかし、大宝律令施行期の天平感宝元年につくられた万葉集巻十八大伴家持「教諭史生尾張小咋歌」の題詞に「七出例云…」とある。

(製作中)



Last updated 2019/08/12 11:10:15 AM

コメント(0) | [コメントを書く](#)

[古文書学&古文書用語事典] カテゴリの最新記事



[論奏 ろんそう](#)

りょうけん 了簡

了簡 りょうけん。 了見・量見とも書く。

思慮、考え、分別。考え選ぶこと。判断すること。

(製作中)

りょうぼう 凌暴

凌暴 りょうぼう。

しのぎて乱暴なること。

(製作中)

りん 稟

稟 りん。漢音・呉音ともに「リン」。

動詞としては「ウク」。本義は賜りたる穀。故に〔一回〕(こめぐら)と禾を合す。転じて天よりうけ得たる性質の義。

(製作中)

れんけん 連券 →手継証文

連券 れんけん。 →手継証文。

論奏 んそう。

太政官より出す文書のうち、天皇に上奏する最も重要なもの。

書式を論奏式といい、公式令に定められていた。ただし、大宝令では「論事奏式」と表記されていた可能性が大きい(『律令』〔日本思想大系3〕補注21公式令2d)という。

太政大臣以下連署ののちに年月日を記して奏上し、天皇の御画(ぎょかく)を得た(天皇は「聞」を畫す)。奏上責任者が官位・姓を記入し、保存した。

太政官から天皇に上奏する事柄のうち、大祭祀(大嘗祭など)、支度国用(国家予算の立案)、増減官員など重要な事項九種について、議政官から奏する時に用いる。

書出しは「太政官謹奏」で、その下に事書があり、次行から太政大臣以下の議政官の名を書きつらねて「等言」とし、本文があつて、書止めは「謹以申聞、謹奏」(謹以(かしかみかしか)みも申(まう)したまふことを聞(きこ)しめせと謹(かしか)む奏(まう)す)で、末行に年月日を書く。

諸書引用以外の遺例としては、天平宝字二(758)年に太政官を乾政官(けんせいかん)と改称した時のものの鎌倉時代の写しが、平安博物館にある。

(製作中)

古文書用語 & 古文書学事典

<http://p.booklog.jp/book/128219>

著者：日本史の森

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/nihonshinomoriq/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/128219>

電子書籍プラットフォーム：パプー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社トゥ・ディファクト